

【2019年12月定例議会一般質問】

○浅野博文議員 皆様、おはようございます。公明党の浅野博文です。発言通告書に従って質問いたします。

最初に、視覚障がい者支援について質問いたします。

先日の11月15日に開催された鳥取県立盲学校での鳥取市議会報告会・意見交換会は、関係者皆様の御協力をいただき、大成功で終わることができました。私も、県立盲学校の担当として、ことし6月の本校への声かけから当日までかわらせていただきました。

また、学校側から生徒たちの授業の様子なども知ってほしいとの要望を受け、7月の鳥取盲学校体験ツアーや11月の鳥取盲学校参観ウィーク公開授業と全盲弁護士大胡田誠氏の講演会にも出席させていただきました。そこで、初めて聞く盲学校の様子や、視覚障がい者の方のことなどについて多くのことを学ばせていただきました。例えば鳥取県ライトハウスという視覚障がい者の支援施設があり、その中の東部支援センターが県立鳥取盲学校内に置かれています。また、白いつえ、白杖を使用している方は全盲であると思っておりましたが、ロービジョン、弱視の方も多く使用されているとのことでした。また、盲学校の生徒皆様が携帯電話、スマートフォンを見事に使いこなしておられました。そして、一番感動したことは、生徒の皆様が明るく前向きな姿勢で楽しそうに学習されていたことでした。一方、現実生活ではいろいろな問題を抱えていることも知ることができました。

さて、障がい者には、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などがあり、視覚障がい者は身体障がい者になります。本市におけるそれぞれの障害者手帳の所持者数、また、視覚障がい者の中の1級、2級の所持者数について伺います。

次に、学校給食について質問いたします。昨日、岩永議員が質問されて、少し重なるところもあると思いますが、よろしく願いいたします。

現在の鳥取市の学校給食の基本構想は平成20年3月に策定されました。この基本構想の目的として、次のように書かれています。「子どもの食を取り巻く状況や、食をめぐる現代的な課題に対応し、また、本市の持続的な発展を見据えた新たな展開の可能性を踏まえて、学校、家庭、地域の連携のもとで、学校給食を通じた食育の推進を図るための方策や、安全・安心で栄養バランスに優れた学校給食を安定

的かつ効率的に実施するための方策のほか、施策の実施時期を明らかにするもので、より充実した学校給食に取り組む指針となる」とあります。それから10年以上経過しています。

本年10月に開催された文教委員会勉強会において、鳥取市の学校給食の基本構想の見直し方針の中で、背景と経過について次のような説明がありました。より高度な衛生管理体制の確立、ドライシステム等やアレルギー対応といった、今後の学校給食に求められる現在の衛生基準等に即した内容へ変更する必要がある、また、子供数の減少や学校の統廃合、公共施設の更新、老朽化の問題、働き手の減少など、大きく変化する社会情勢を踏まえ、より効率的で効果的な体制で給食を提供するセンターのあり方についても検討することが求められていますとのことでした。私もそのとおりだと考えます。

今後、学校給食の基本構想改訂に向けて市民政策コメントや検討委員会も開催されますが、この基本構想改訂に対する教育長の御所見をお伺いします。

以上で登壇の質問を終わります。

○深澤義彦市長 公明党の浅野議員の御質問にお答えいたします。

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、本市におけるそれぞれの手帳の所持者数、また、視覚障がい者の中の1級、2級の手帳所持者数についてお尋ねをいただきました。

平成31年4月1日現在で、本市で障害者手帳をお持ちの方は、身体障害者手帳が7,146人、療育手帳が1,822人、精神障害者保健福祉手帳が2,246人、合計で1万1,214人です。身体障害者手帳をお持ちの方のうち視覚障がいのある方は443人でありまして、このうち1級の方は161人、2級の方は143人でございます。

○尾室高志教育長 鳥取市の学校給食の基本構想について、改訂に向けての所見をというお尋ねでございます。

この改訂に至る背景・経過につきましては先ほど議員に御紹介していただきました。このたびの構想の改訂のポイントといたしまして2つ挙げたいと思います。

まず1つ目ですが、児童・生徒の食習慣の形成ということです。食を取り巻く環境につきましては、食生活が多様化する中で、食に関する価値観や食生活の乱れが指摘されております。学校・家庭と連携を図りながら食育を進め、学校給食を生きた教材として、これからの将

来を担う子供たちへ栄養バランスのとれた給食の提供を行ってまいりたいということでございます。

2つには、学校給食センター施設についてです。児童・生徒数の減少や学校の統廃合、公共施設の更新問題、働き手の減少など社会情勢の変化、施設の老朽化など、こういったことを踏まえまして、鳥取市全体での学校給食センターのあり方についてお示ししていきたいというふうに考えております。

○浅野博文議員 今、答弁をいただきました。本市でも視覚障がい者の方が思った以上におられることがわかりました。

さて、毎年12月3日から9日までは障害者週間です。現在実施中です。全国的な取り組みで、障がいや、障がいのある人に対する関心や理解を深めるものです。ここで、本市の盲導犬の利用状況、ヘルプマークの普及状況、白杖SOSシグナルの啓発状況、100円循環バスくる梨の料金と利用状況についてお答えください。

○中島陽一福祉部長 お答え申し上げます。

鳥取県内で活動しております盲導犬は現在4頭おりまして、そのうち3頭が鳥取市で活動しております。

次に、ヘルプマークですけれども、令和元年9月末現在で、ストラップタイプが432個、バッジタイプが101個で、合計533個を配付しております。

白杖SOSシグナルの普及啓発活動につきましては、本市ホームページへの掲載や窓口へのチラシの設置などを行っております。また、今週は、先ほど議員から御紹介いただきました障害者週間ということもありまして、大型商業施設におきましてチラシを配布しまして、ヘルプマークや白杖SOSシグナルの周知を図ったところでございます。

100円循環バスくる梨の運賃でございますけれども、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの障がい者の方でありますと、乗車1回あたりの普通運賃が100円の半額50円で御利用いただけます。くる梨の利用状況でございますけれども、平成30年度の利用者の総数が39万7,015人、そのうち障がいのある方の利用が2万8,023人ということで、全体の約7%という状況でございます。

○浅野博文議員 今答弁いただきましたが、特に100円循環バスが障がいのある人が利用しやすくなるように要望いたします。

次に、自立支援給付の中に同行援護として、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行うものがあります。この同行援護の利用者等の現状についてお伺いいたします。

○中島陽一福祉部長 本市におきます同行援護の利用者は現在42人おられます。支援内容でございますけれども、買い物、通院の付き添い、代読・代筆、研修会への参加や散歩への同行などがございます。

○浅野博文議員 日中活動系サービス、訓練等給付がありますが、視覚障がい者で就労継続支援A型、B型を利用している方の状況についてお伺いいたします。

○中島陽一福祉部長 お答え申し上げます。

就労継続支援A型は、一般企業等での就労は困難ではありますが、適切な支援によって雇用契約に基づいて就労可能な方に対する支援でございます。また、就労継続支援B型は、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難な方に対しまして、それぞれ生産活動の機会を提供しまして、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものでございます。

就労継続支援を利用している視覚障がいの方は、本年11月末現在で、A型が5人、B型が15人という状況でございます。

○浅野博文議員 次の質問をします。

ヘルスキーパー雇用は先ほどの就労支援にもつながると考えます。ヘルスキーパーとは、企業が従業員の健康管理、疲労回復、疾病の予防などのために雇用するマッサージ師の呼称です。このヘルスキーパーを置くメリットは次のようなものが挙げられます。施術して身体・心理面へのリフレッシュを図ることで、生産性を向上させたり、事故を防止できる。企業で働く者にとって、体をほぐしてあげられることから、従業員から喜ばれ、仕事へのモチベーションが上がる。障がいの法定雇用率を上げることができる。以上、ヘルスキーパーのメリ

ットについて話をしましたが、本市も積極的に普及啓発活動に取り組むべきと考えますが、深澤市長のお考えをお尋ねいたします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

先ほど議員よりこのヘルスキーパー制度のメリットということで御紹介をいただきましたが、ヘルスキーパーの設置は、従業員の健康管理、疲労回復、また疾病の予防に加えまして、身体・心理面へのリフレッシュによる生産性の向上、また障がい者の法定雇用率の向上にもつながるものと考えております。今後、ヘルスキーパーの雇用の場の確保に向けて、特定求職者雇用開発助成金、また障害者雇用納付金制度に基づく助成金や、職場適応訓練、短期職場適応訓練の活用が可能なことなどの情報提供を行うことによりまして、ヘルスキーパーの普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 答弁いただきましたが、ぜひ前向きに、積極的に検討をお願いいたします。

次に、地域生活支援事業の中に点字、声の広報発行事業があります。市報やホームページはどのような状況か、お尋ねいたします。

○中島陽一福祉部長 お答え申し上げます。

文字によりまず情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳した市報やテープに音声録音した市報を配布しますとともに、本市のホームページに掲載しております市報についても音声で読み上げるようにしております。また、FM鳥取を通じまして、鳥取市からのお知らせや鳥取おでかけナビなどの本市の情報発信を行ったり、チラシ等にSPコードを掲載するなどして、少しでも多くの情報を提供できるように工夫を行っております。

○浅野博文議員 その他支援事業の中に重度障がい者（児）タクシー料金助成制度があります。どのような仕組みになっているのか、お尋ねいたします。

○中島陽一福祉部長 お答えいたします。

重度障がい者（児）タクシー料金助成制度でございますけれども、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持しておられる方で、4月時点で前々年所得に係ります所

得税が非課税で、かつ前年度個人市民税が非課税の方が対象となります。また、7月以降で前年所得に係る所得税が非課税かつ当該年度個人市民税が非課税の方も対象となります。1カ月当たり4枚のチケットを交付してありまして、タクシーを利用した際に運転手に渡していただければ、初乗り料金相当の支援が受けられるというものでございます。

○浅野博文議員 ある方が、このタクシーチケットを使って支払いをしようとしたら嫌な顔をされたので、次からは使いにくくなったと言われております。タクシー運転手、会社にはどのような指導を行っているのか、お伺いいたします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

先ほど御指摘いただきましたような対応、これは問題がある対応であると考えておりまして、再発防止に向けて障がい者施策に対するタクシー運転手の皆様の理解を深めていただくように、タクシー事業者等に要請したいと考えております。

○浅野博文議員 今答弁いただきましたが、今後このようなことがないように要望いたします。

ある視覚障がい者の方から、先日の台風の際、夜に停電になり、たまたま家族がいたのでよかったが、もしも1人でいたときはどうしたらいいのか心配だとのお話を聞きました。このような場合はどう対応したらよいのか、お尋ねいたします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

本市では、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などで、避難所への移動が困難な方や、災害情報などがなかなか受けとめていただきにくい、そういった困難のある方などの避難行動要支援者を地域で支える仕組みといたしまして、避難行動要支援者と支援者を台帳に登録いたしまして、その台帳を支援者や自治会、自主防災会、民生児童委員などの地域の支援組織と消防関係機関に提供いたしまして、日ごろの見守りと災害発生時に支援していただく避難行動要支援者支援制度を設けているところでございます。災害時に支援者や地域の支援組織等の支援を受けていただけるように、避難行動要支援者の登録を今後

も呼びかけてまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 次に、全国で3人目の全盲弁護士大胡田誠氏のお話の中で、鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例について取り上げておられました。通称あいサポート条例と言ったほうがよくわかると思います。この条例の前文には次のように書かれています。「本県では、このような糸賀一雄の思いを受け止め、人々が互いを尊重し合う社会づくりを進める中で、様々な障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がい者が困っているときに手助けを行うこと等により障がい者に温かく接するあいサポート運動の創設、障がい福祉サービス等の充実、鳥取県手話言語条例の制定により言語であることを改めて確認した手話言語の普及等様々な取組を積み重ねてきた。全ての県民がこれまでの取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して、この条例を制定する」とあります。このあいサポート条例についての評価を深澤市長にお尋ねいたします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例、いわゆるあいサポート条例は、先ほど議員から御紹介をいただきましたように、障がいのある方が地域社会の中で自分らしく安心して生活ができる社会の実現を目指して、平成29年9月に施行されたものでありまして、県内はもとより全国にも運動の輪が広がっているものであります。この条例には、障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、障がいへの理解とあいサポート運動の推進、障がい者差別の解消、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障、災害時における障がい者支援、障がい者の自立と社会参加の推進、この5つの柱が設けられております。また、行政、事業者、県民それぞれの責務や役割が具体的に示されておりますとともに、障がい者の意思疎通、災害発生時の情報伝達、避難所での対応について、障がいの種別ごとに、とるべき対応や取組みが具体的に示されておるところでございます。

本市といたしましても、このあいサポート条例にのっとりまして今

後も取り組みを推進していくことにより、障がい者の皆さんが地域社会の中で自分らしく安心して生活ができる、そのような社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 先ほどまでたくさんの方に触れましたが、視覚障がい者を含めた障がいのある方にとって、まだまだ安心・安全に生活できるようになっていないと考えます。今後さらに障がい者の人権や生活を守り、あいサポート運動を定着させるためにも、本市独自の条例をつくる必要があると考えます。深澤市長のお考えを伺います。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

本市におきましては、平成元年に福祉都市宣言を行ってまいりまして、障がいのある方、高齢者の方、全ての人に優しいまちづくりを目指しております。関係機関と連携しながら、地域と行政が一体となつてまちづくりを着実に推進していくことで、障がいのあるなしにかかわらず誰もが1人の個人として基本的な人権が尊重され、互いに理解し、認め合い、支え合うことにより、住みなれた地域で安心して暮らしていくことのできるいわゆる共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。その取り組みの過程におきまして、条例の制定の必要性についても研究してみたいと考えておるところでございます。

○浅野博文議員 今、市長から答弁がありましたけれども、また研究をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、学校給食について引き続き質問いたします。

11月29日に開催された第4回検討委員会で、来年の3月には鳥取市の学校給食の基本構想が策定されるとの説明がありました。これから策定までのスケジュールと、策定後のスケジュールもお尋ねいたします。

○尾室高志教育長 スケジュールですが、今月中旬までに構想の素案を取りまとめまして、その後、市民政策コメントを行い、市民の皆様から広く御意見をいただくこととしております。そして、議員も御紹介がありましたが、来年3月には鳥取市の学校給食の基本構想を策定したいというふうに考えております。

策定した後は、この基本構想に基づきまして、それぞれの現場、学校ですとか給食センター、こういった現場で具体的な取り組みを行っ

てまいります。また、8つの学校給食センターにつきましても、この基本構想を踏まえ、来年度より、これは仮称ですが、学校給食センター整備計画、この策定に着手し、具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○浅野博文議員 次に、鳥取市の学校給食の基本構想（案）の中に、食物アレルギー対応の体制強化を図り、安全で安心な学校給食の安定的な提供を目指す、また、食物アレルギー対応について、食物アレルギー対応検討委員会等で検証・評価等を行い、それに基づき、研修、体制の強化や対応について定期的に協議・検討を行うと書かれています。さらに、第3回検討委員会で栄養教諭、学校栄養職員の意見についても報告されておりました。アレルギー原因食品別の児童・生徒数と食物アレルギー対応の範囲、それによる家庭からの代替食や弁当を持参している人数の現状についてお伺いいたします。

○吉田博幸教育委員会事務局副教育長 答えいたします。

食物アレルギーがある児童・生徒数でございますが、原因食物別では、乳アレルギーのみが86人、卵のみが174人、乳・卵両方ともアレルギーのある児童・生徒が37人、乳・卵に加えそのほかのアレルギーがある児童・生徒が23人でございます。乳・卵以外のアレルギーにつきましては、カニが168人、エビが115人、そばが63人、キウイフルーツが40人、落花生が39人、イカが35人などでありま

す。そのうち、本市の学校給食では乳・卵のみ、除去食・代替食対応をしております、対応している児童・生徒数は全市内で44人というふうになっております。

また、重篤なアレルギーなどによりまして、毎日弁当を持参する児童・生徒は14人、アレルギーが発症する可能性のある献立時に代替のものを持参する児童・生徒が102人となっております。

○浅野博文議員 今答弁いただきましたが、かなりたくさんの方がおられると思います。

次に、本市では食品選定時に考慮する項目や盛りつけ表作成手順などのさまざまなマニュアルが作成されたり、事前情報にない予測困難なアレルギーショックなどの緊急時対応体制もできていると考えます。この現状についてお伺いいたします。

○吉田博幸教育委員会事務局副教育長 お答えいたします。

本市では毎年、児童・生徒の保護者に対しまして食物アレルギー調査を実施しております。その中で代替食等を保護者が希望する場合は、各学校は医師の所見を踏まえまして保護者と個別面談を行います。その面談の中でアレルギー対応が必要と把握した場合は、各学校の食物アレルギー対応委員会で学校生活上の留意点全般を含む検討を行います。その後、保護者同意のもと、アレルギー対応給食を提供することとなっております。アレルギー対応をする際には、鳥取市学校給食におきます食物アレルギー対応マニュアルに沿って行います。教職員はもとより、調理時、配送時にかかわるスタッフなどと情報共有を行いながら、それぞれの場面で厳重な確認を行い、安全管理に努めておるところでございます。

○浅野博文議員 今答弁いただきましたけれども、緊急対応のことについて、もう一度お願いできますでしょうか。

○吉田博幸教育委員会事務局副教育長 緊急対応ということで、万が一アレルギーが発症した場合におきましては、まずエピペン対応ということで、それを実施いたします。その後、救急車等の搬送ということになるというふうに思っております。

○浅野博文議員 今答弁いただきましたけれども、私の質問の中で、事前情報のない予測困難なアレルギーショックの対応についてということで答弁をお願いしたいと思います。

○吉田博幸教育委員会事務局副教育長 予測困難なということで、事前にそういった申請といいますか、状況の把握ができなかった子についての対応ということだと思いますが、この児童・生徒につきましても、やはり担任であったり養護教諭であったり、その状況を把握して早急に救急車等の対応をすることになると思います。その場合、保護者等にも連絡し、その後の様子について、保護者について連絡する等、対応しているというふうに考えております。

○浅野博文議員 今答弁いただきましたけれども、日ごろからしっかりとマニュアル等の作成をお願いしたいと思います。

続きまして、境港市学校給食センター運営委員会の学校給食の提供についてにおいて、食物アレルギー対応に関することが詳しくまとめられています。その中で、食品衛生法施行規則上の区分で特定原材料のうち卵、乳、小麦、エビ、カニの5品目は除去食を提供し、そば、落花生は使用しないと明確に定めています。教育委員会としても他の都市も調査されていると考えますが、先ほど紹介した境港市のアレルギー対応についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○尾室高志教育長 議員もおっしゃいましたが、文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針にございますように、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童・生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも、まず安全性を最優先し、全ての教職員、調理場、市の教育委員会、医療関係、消防、これは救急関係でございますが、相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠と考えております。

議員御紹介の件につきましては、給食センターの施設の整備、また関係者等、諸条件が十分に考慮されて、その上で判断されたものだというふうに認識しております。

○浅野博文議員 私の知り合いの方は、少し前になりますが、食物アレルギーのお子さんのために、午前中お弁当をつくり、学校に届けられて、その後に仕事に出かけ、夜まで働いておられました。大変な御苦労を何年もされておられました。

第10次鳥取市総合計画のまちづくり目標1として、安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまちの実現を目指すとあり、その中に「食物アレルギー対策の実施など、安全な学校給食の供給を図ります」と明記されています。このたびの鳥取市の学校給食の基本構想改訂において、民間委託することには賛成ですが、本市が安心して子育てができ、住んでよかったと言えるようにするためにも、本市独自の思い切った取り組みをプラスすることが重要だと考えます。その1つとして、食物アレルギー対応の品目をふやすべきと強く要望いたしますが、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○尾室高志教育長 現在、本市でのアレルギー対応給食の調理に当たっては細心の注意を払っております。しかしながら、学校給食センターの調理場内は現在、アレルギー専用施設がございません。したがって、仕切りなどパーティションで区切って調理をしている実態です。このため、現在の給食センターでは、これ以上のアレルギー品目をふやすことは、設備面、また人員確保の面では難しいと考えております。こういったことを踏まえまして次の、仮称と申しましたが、給食センターの整備計画の中ではこういったこともしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、品目はふやせませんが、乳・卵を摂取して、これまでは過去にアナフィラキシーの既往歴のあった児童・生徒に対しては除去食や代替食の対応はしておりませんでした。現在、医師の了解がある場合のみ、この対応ができるよう鳥取市学校給食食物アレルギー対応検討委員会で検討を進めているところでございます。いずれにいたしましても、子供たちが安心して楽しく食べられる給食の提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 最後に、学校給食の基本構想改訂が子供や家族の側に立った内容になることを願って、私の質問を終わります。